

令和7年神審第27号

裁 決

遊覧船A旅客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月15日09時18分

兵庫県福良港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊覧船A

総トン数 3.1トン

登録長 7.62メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 183キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、最大搭載人員が旅客12人及び船員2人のゴム製遊覧船で、個別に手すりを備えた座席を船首から順に1席、2席、3席、3席及び2席を床面にそれぞれ配置してその後方に操舵区画を配し、同区画中央前部に舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、舵輪の右後方に操縦席を備えていた。

#### (2) 関係人の経歴

a受審人は、令和5年9月に一級小型船舶操縦士の免許を取得し、特定操縦免許を有していたものの、履歴限定による区域を越えて令和5年12月からAに船長として乗船していた。

#### (3) 運航形態

Aは、（一部省略）福良港を発し、約24ノットの速力で、旋回、波を越えて走行しながら同港西方沖合を遊覧するものであった。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、旅客4人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊覧の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年9月15日09時00分福良港を発し、同港西方沖合の遊覧海域に向かった。

これより先、a受審人は、旅客を船首から2列目に2人を、3列目の右舷側及び左舷側の座席に各1人をそれぞれ腰を掛けさせ、福良港で各旅客に対して船体動揺に対処する乗船姿勢、衝撃の緩和方法等の周知を行ったのち、出港したものであった。

a受審人は、09時16分僅か前南あわじ市立浮体式多目的公園施設灯（以下「南あわじ施設灯」という。）から013.5度（真方位、以下同じ。）930メートルの地点で、針路を262度に定

め、機関を毎分回転数5,000にかけ、24.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、09時17分僅か前南あわじ施設灯から328度950メートルの地点に達したとき、前方に高起した波を認め、そのままの速力で航行を続けると船体の上下動により、旅客が跳ね上げられ、落下して負傷するおそれがあったが、これまで旅客が負傷したことがなかったので、負傷することはないものと思い、波による衝撃を緩和するために減速するなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらずに続航した。

こうして、a 受審人は、船首を波に対して直角に向け、船体が上下に動揺しながら進行していたところ、09時18分南あわじ施設灯から298.5度1,450メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、船体が上下に動揺し、船首から3列目の右舷側の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を同席に打ち付けた。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好で、南あわじ市に波浪注意報が発表されていた。

その結果、旅客の1人が第一腰椎圧迫骨折を負った。

#### （原因及び受審人の行為）

本件旅客負傷は、福良港西方沖合において、遊覧のため西行中、前方に高起した波を認めた際、旅客に対する安全確保の措置が不十分で、船体が上下に動揺して、船首から3列目の右舷側の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を同席に打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、福良港西方沖合において、遊覧のため西行中、前方に高起した波を認めた場合、そのままの速力で航行を続けると船体の上下動により、旅客が跳ね上げられ、落下して負傷するおそれがあったのだから、波による衝撃を緩和するために減速するなど、旅客に対する安全確保の措置を十分とるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで旅客が負傷したことがなかったので、負傷することはないものと思い、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、船体が上下に動揺して、船首から3列目の右舷側の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を同席に打ち付ける事態を招き、旅客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月12日

神戸地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司